ＪＲ東海労 大　運　分　会	交差点	NO.６４４ ２０２２年８月２５日 責任者：　山本圭一 発　行：　教宣部

勤務種別「日勤２種」と、乗務員の勤務「Ａ予備」「１予備」とを、同一の取り扱いに出来るか？

8月23日、在宅日勤（勤務種別・日勤２種）に指定されていた東海労組合員が、植松運転科長に半休を請求した所、何と植松運転科長は「今回の自宅待機は『予備』の取扱いと同じです」と答え半休を認めなかったのです。

植松運転科長、指定されている在宅日勤の勤務種別は何ですか？　勤務種別乗務員で取り扱う「Ａ予備」や「１予備」と同じなんですか？

植松運転科長！！

日勤2種の勤務で、乗務させることは出来ませんよ！就業規則をもっと勉強して下さい。